

子どもに対する手当に関する厚生労働省提案について

平成 23 年 11 月 8 日
地 方 六 団 体

地方六団体は、来年度以降の子どもに対する手当の制度設計に当たっては、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（サービス給付）とのバランスに十分配慮するとともに、国と地方の役割分担や地方負担のあり方について、「国と地方の協議の場」において協議を進めるべきと主張してきた。

また、民主党・自由民主党・公明党の幹事長・政調会長合意（平成 23 年 8 月 4 日）や平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等でも、「国と地方の協議の場」における真摯な協議が前提とされている。

しかるに、「国と地方の協議の場」を設定することなく、今回示された厚生労働省の提案は、国と地方の役割分担等のあり方について何ら示すことなく、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地方負担を一方的に拡大しようとするものであり、かつ、地方固有の財源である住民税の增收分等を一方的に子どもに対する手當に使途を限定するもので、到底受け入れられるものではない。

地方としては、「国と地方の協議の場」を早急に開催し、子どもに対する手当制度のあり方を含め、総合的な子育て支援策について、地方の意見を十分尊重し、国と地方が真摯な協議を行うことを、政府に対して要求する。